

行橋市フェイスブック運用要綱

(目的)

第1条 この要綱は、行橋市（以下「市」という。）がソーシャルメディアを通じた情報伝達の充実を図るため、行橋市フェイスブックページ（以下「ページ」という。）を情報相互提供媒体として運用することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) フェイスブックページ フェイスブック社の提供するソーシャルメディアサービスをいう。
- (2) ネットワーク推進委員 各課（局を含む。）から選任されたページの管理及び運営を行う職員をいう。
- (3) 利用者 ページの利用者をいう。

(運営主体)

第3条 ページの運営主体は市とし、総括管理は情報政策課が行うものとする。

- 2 ページへの情報掲載は、情報政策課及びネットワーク推進委員が行うものとする。

(市からの情報発信)

第4条 市がページに掲載し、情報発信を行う事項等は、次のものについてとする。

- (1) 広報紙その他市が発行する印刷物又は市のホームページに掲載した情報
- (2) 市から何らかの手段で市民に情報を提供すべきもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、ページに掲載する情報として市長が適当と認めるもの

(利用者の遵守事項)

第5条 利用者は、ページの利用に際して、次の行為を行ってはならないものとする。

- (1) 市若しくはその他の利用者又は第三者の権利又は財産を侵害し、又は侵害す

るおそれのある行為

- (2) 市若しくはその他の利用者又は第三者を誹謗中傷し、又は侮辱する行為
 - (3) 市若しくはその他の利用者又は第三者の名誉、信用等を毀損し、プライバシーを侵害し、若しくは業務を妨害し、又はそれらのおそれのある行為
 - (4) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）に違反する行為
 - (5) 宗教団体その他の団体又は組織（公益的な団体又は組織を除く。）への加入を勧誘する行為
 - (6) 出資、寄附、資金提供又は物品若しくはサービスの購入等を勧誘する行為
 - (7) 市が不適切と判断する他のウェブサイト（以下この号において「不適切サイト」という。）を紹介し、若しくはその閲覧を勧誘する行為又は不適切サイトに係るファイルのダウンロードを誘導する行為
 - (8) ページを利用して市若しくは利用者又は第三者に対しコンピューターのソフト又はハードの正常な機能を阻害するウイルスその他の有害なプログラム、ファイル等を発信する行為
 - (9) ページに掲載する正当な権限を有しない情報又はコンテンツを掲載する行為
 - (10) 市及び利用者による情報の提供及び利用を阻害する行為
 - (11) ページに対しハッキング等の不正行為によりアクセスする行為
 - (12) ページの全部又は一部を監視し、又は複製する行為
 - (12) その他フェイスブック利用規約、公序良俗、法令若しくは刑罰法規に違反し、又はその他市が不適切と判断する行為
- 2 利用者は、ページの利用に関し第三者に損害を与えた場合、自己の責任と費用において当該損害を賠償し、又は当該第三者との紛争を解決するものとし、市に一切迷惑をかけないものとする。
- 3 市は、ページの利用に関連して発生した利用者の損害について、当該損害が市の故意又は重大な過失に起因する場合を除き、一切責任を負わないものとする。
- 4 市は、利用者が第1項の規定に違反して市に損害を与えた場合は、当該利用者

対し損害賠償を請求できるものとする。

(違反措置)

第6条 市は、利用者が前条第1項の規定に違反した場合、当該利用者に対し事前に何ら通知することなく、違反の態様、程度等に応じ、利用者がページ上に掲載した情報及び内容等の削除その他必要な措置を講じることができる。

(利用者からの情報についての免責)

第7条 市は、ページを通じて利用者から提供される情報について、その正確性、完全性、合法性その他の保証は一切しないものとし、当該情報に起因して利用者又は第三者に損害が発生したとしても、一切責任を負わないものとする。

2 市は、利用者からページに掲載された情報に起因して利用者又は第三者に損害が発生したとしても、市の故意又は重大な過失によるものでない限り、一切責任を負わないものとする。

(知的所有権の扱い)

第8条 利用者は、ページの利用に際して、ページ上に掲載し、又は市に対して電子メール等で送信した全ての情報、内容等の著作権を無償にて市に譲渡し、市による当該情報及び内容等の利用に関して、著作者人格権を行使しないものとする。

2 利用者は、ページを通じて入手したあらゆる情報、内容等について、個人的な使用又は家庭内の限られた範囲内における私的使用以外の目的で複製、頒布、出版、公衆送信等をしてはならない。

3 利用者は、著作権法（昭和45年法律第48号）で認められる範囲を超えて、ページにおける情報、内容等を無断で利用してはならない。

(管轄裁判所)

第9条 ページの利用及びこの要綱に伴う紛争については、福岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。